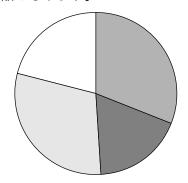
国民健康保険料はどうして決まるの?

被保険者の皆さんから徴収する保険料は、その年に予測される医 療費等の総額から、 国からの補助金、 市からの繰入金、 険者が医療機関で支払う自己負担金を差し引いた額が、保険料の総 額となります。



国からの補助金 市からの繰入金 被保険者が医療機関で支払う 自己負担金 予測される医療費全体から を引いた残りが保険料の 総額です。

各世帯の保険料は?

各世帯の保険料は、平成16年度の保険料率により、世帯の収入や 人数に応じて計算します。

平成16年度の保険料率

平成16年度の保険料率は、平成15年中所得が決定する6月に決ま ります。下記の計算式にあてはめて試算してください。

なお、各世帯の保険料は保険料率が決まり次第算出され、6月中 旬に保険料通知書及び納付書を送付します。

医療給付費分保険料

基準総所得とは、総所得金額等から基 礎控除33万円を差し引いた金額です。

は平成15年度の保険料率ですので参考です)

所得割額 前年中の 基準総所得 × 100

均等割額 被保険者1人に

つき31 800円

1世帯につき

24,000円

平等割額

年間保険料 (最高限度52万円)

老人保健法

医

療受給者の該当の方は国

場合がありますので、 領収書がない場合は、

ご注意くださ

高額療養費の支給がで

き さ 療 4

第三者行為による傷

てくだ

介護納付金分保険料

40歳から64歳までの方(介護保険第2 号被保険者)のいる世帯のみ、医療給 付費分保険料と介護納付金分保険料の 合計額が国民健康保険料となります。

は平成15年度の保険料率ですので参考です)

均等割額

所得割額

前年中の 基準総所得×100 介護保険第2号 被保険者1人に つき9 ,000円

年間保険料 (最高限度7万円)

年度の途中で65歳になり、介護保険第1号被保険者に移っても、年 度当初より、該当月数で保険料を計算していますので保険料の変更 はありません。

満65歳以上の方の介護保険料については、介護保険課収納係 (35 -3148) までお問い合わせください。

基準総所得とは

1 給与収入のみの場合

源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」から基礎控除33万円を 引いた額。

2 年金収入のみの場合

「公的年金等収入金額の合計額」から「公的年金所得控除額」 を引き、基礎控除33万円を引いた額。65歳以上の人と、65歳未満 の人(H16.1.1現在)で「公的年金所得控除額」のランクがか わりますのでご注意ください。

3 事業収入のみの場合

ます。

負担限度

額を適用後

世帯単位

の限度額が 設定され、

2

も一定額を超えると高額療養費に該当し

期高齢者の方は、

1ヶ月単位

で外来の自己負担

ます。

月

3からの領収書は大事に保管しておいてく、後に国民健康保険から通知されますので、

.額療養費に該当される世帯については、

3

医

関

確定申告書の「所得金額の合計額」から基礎控除33万円を引い た額。

越しください。参のうえ、市役

市役所1階

の国民健康保険の窓口まで

ガ国民健康保険の窓口までお振込する銀行の口座名を持

民健康保険証、

70歳以上で

方

期高齢者

人保健に該当するまでの

70歳以-

| 外来(個人単位)の限度額ハ歳以上で「高齢受給者証」

の限度額が

その 適

のる自方 用

を受給されて

| 区分 | 限度額の計算 |
|----------|--|
| 一般世帯 | 72 ,300円 +(医療費 - 241 ,000円)× 1 % |
| 上位所得者 | 139 ,800円 +(医療費 - 466 ,000円)× 1 % |
| 住民税非課税世帯 | 35 400円 |

1ヶ月の自己負担限度額(対象 は保険給付対象分です)

上位所得者は、基礎控除後の総 所得金額が約670万円を超える世 帯で、所得の不明な方もこの区分 に該当しますので、できるだけ所 得の申告をしてください。

後の る必要は 給申請書」(黄色の用 から通知します。 申請は不要です。 ありませ 申請後、 紙)により 高額医療費の支給 合わせば **7** 一度申請すれ 医療助成グル 8 8 ば

と手続きが異なります 人保健該当の方の高額医療費 領収書などを持参す がある方は 以

民健康 保 受け取ったり、示談を 示談の前に必ず国保に すませたりすると国保 使えなくなります。 加害者から治療費を

念書・誓約書

があります。収員がお宅に伺うこと 未納が続くと保険料徴 ので、ご遠慮なく申し 出てください。なお、 付相談を受けています が遅れている方は、 何らかの事情で納付

提出していただく書類 所が保険給付分を立 ことになります。 事故証明書 (警察署 加害者に請求する

納付を... れの方は至急に の納期は終わり 平成十五年度 されます。

負担が原則です。 ただき、 健康保険を利用してい 医療費は加害者の全額 していただくと、国民 交通事故等の場合は 時的に市役 届出 くと毎年自動的に更新 座振替依頼書が必要) 各支所にある本市の口 国保収納グループ窓口、 一度手続きしていただ

預金口座がある人は、

所に書類の提出が必要 する場合は、必ず市役国民健康保険を利用 になります。

受けた場合は、届出す 使用することはできま ることなしに保険証を い。(市外の金融機関に 含む)で行ってくださ る金融機関(郵便局を

合があります。金額が、高額療

額療養費として申請すれ

ば支給される場

高額療養

老人保健の該当者を除き、

た金額が高額に

なった場合、

医療機関で、

たとき

基準額を超えた機関で、お支払い

の

ような時

は

申

を

での支払い 同じ月内に同

れ費

う支給の

対象になれば、

国民健康保険から通

ます。

の 場合、

知書と医 い印鑑

療機関に支払っ

た領収

者証、通帳と届出印を お持ちのうえ口座があ 振替を利用すると納め **忘れがなく大変便利で** 手続きは、被保険 納付に口座

どで、他人から傷害を あわれたとき 交通事故やけんかな 交通事故等に

> 振 替 が 便 利

 $(0798)85 - 3117 \cdot 3118$ 高額な医療費・交通事故等について

給 付 チ ー ム (0798)35-3120

お問い合わせ先

加入・脱退・保険料について

資格・賦課チーム

納付書・分納についてのお問い合わせ 収納チーム (0798)35-3156

収納対策チーム (0798)35 - 3155

滞納整理ーム (0798)85 - 3091